

BTMU CHINA WEEKLY



■ WEEKLY DIGEST

【産 業】

➢ 外国企業・外国人向け不動産関連規制の緩和

【貿易・投資】

➢ 8月の輸出 前年同月比▲5.5% 2ヶ月連続で前年割れ

【金融・為替】

➢ 「商業銀行法」改正 預貸比率規制撤廃へ

➢ 7月の人民元決済通貨シェア 世界第5位を維持

■ RMB REVIEW

➢ 先行き不透明感を考慮しレンジを広めに設定

■ EXPERT VIEW

➢ 納税者の事務負担軽減という税務政策を考える



本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【産業】

◆外国企業・外国人向け不動産関連規制の緩和

住宅都市農村建設部、中国人民銀行、国家外貨管理局等 6 部署は連名で 8 月 19 日、「不動産市場外資参入と管理の関連政策の調整に関する通知」(建房[2015]122 号)を発表した。不動産業への外資参入や外国人による不動産購入に関する規制を緩和することで、不動産販売を促進し、実体経済を下支えする狙いと見られている。

具体的には、外資の不動産企業設立の際の登録資本金について、投資総額が 1,000 万米ドル以上の場合、登録資本金は投資総額の 50%を下回ってはならないとする従来の条件を撤廃した。新設の際の外貨登記手続きについては、従来、外貨管理局で取扱うこととされていたが、今後、取引銀行で取扱うことになる。また、外資の不動産企業の域内貸付、域外貸付、外貨借入金の人民元転について、登録資本金の全額払い込みを前提としていた条件も撤廃した。

さらに、中国国内に支店・支社、駐在員事務所を設立した外国企業に対する工商登記地に限定したオフィス物件の購入、中国で就労・就学する外国人に対する 1 軒に限定した住宅購入について、今後は、実需に基づく自家用不動産物件の購入を許可するとした。但し、外国人の不動産購入について、地方政府独自の規制策がある場合は、それに従うものとしている。

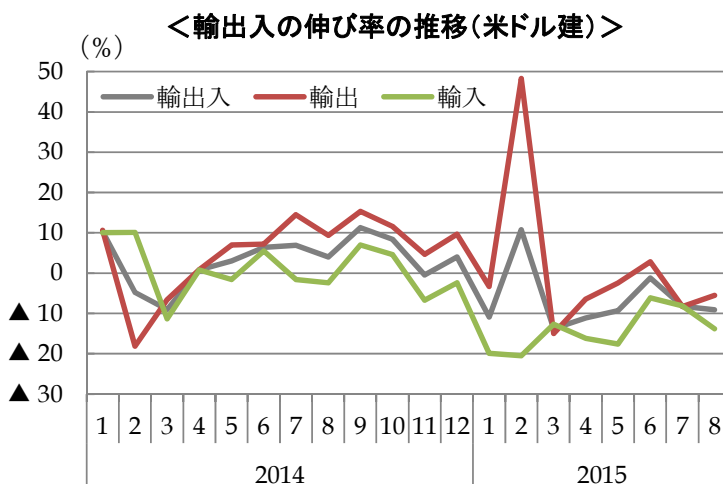
【貿易・投資】

◆8 月の輸出 前年同月比▲5.5% 2 ヶ月連続で前年割れ

税関総署が 8 日に発表した貿易統計速報(米ドル建て)によると、8 月の輸出入総額は前年同月比▲9.1%の 3,335.30 億米ドル、うち、輸出は同▲5.5%の 1,968.83 億米ドルと 2 ヶ月連続の前年割れ、輸入は同▲13.8%の 1,366.47 億米ドルと 10 ヶ月連続の前年割れとなった。

1-8 月の累計では、輸出入総額は前年同期比▲7.5%の 2 兆 5,575.50 億米ドル、うち、輸出は同▲1.4%の 1 兆 4,615.23 億米ドル、輸入は同▲14.5%の 1 兆 960.27 億米ドルとなった。

なお、1-8 月の国・地域別の輸出入総額の伸び率は、日本が前年同期比▲10.9%(1-7 月:同▲11.0%)、EU が同▲8.3%(1-7 月:同▲7.5%)、ASEAN が同+0.6%(1-7 月:同+1.4%)、米国が同+2.1%(1-7 月:同+2.8%)と、日本を除き、いずれも 1-7 月を下回る水準となった。



(出所) 税関総署の公表データを基に作成

【金融・為替】

◆「商業銀行法」改正 預貸比率規制撤廃へ

全人代常務委員会は 8 月 29 日、「中華人民共和国商業銀行法」改正を決定し、銀行の預貸比率を 75%までとする規制を撤廃することとした。10 月 1 日より施行される。

預貸比率とは、商業銀行の預金残高に対する貸出残高の割合で、1995 年の「商業銀行法」公布以来存続してきた規制。銀行業監督管理委員会の尚主席は、「預貸比率は導入当時、商業銀行の与信規模の過度な拡大を抑制し、流動性リスクを防止する役割を果たしたものの、経済・金融の発展に伴い商業銀行の資産・負債構造の多様化に適応出来なくなっている」と指摘。今回の撤廃は銀行業の発展や実体経済の支援を目的にしたものという。

なお、6 月末時点での商業銀行全体の預貸比率は 65.8%となっている。

CHINA WEEKLY

◆7月の人民元決済通貨シェア 世界第5位を維持

国際銀行間通信協会(SWIFT)の1日の発表によると、2015年7月の世界通貨取引ランキングで、人民元は5ヶ月連続で世界第5位を維持し、取引シェアは2.34%と過去最高を記録した。

また、1-7月のアジア太平洋地域と中国本土・香港との間の人民元建て決済の割合は昨年の24%から33%に増加した。うち、韓国は84%、台湾は80%、シンガポールは52%と高い比率となった一方、日本は5%、インドは1%と依然低い水準にとどまった。

なお、SWIFTは8月の中国人民銀行の人民元切り下げが決済通貨としての人民元の利用に与える影響について、現時点での判断は難しいとし、引き続き注意深くモニターしていくとした。

＜通貨別取引シェアランキング＞

通貨名	上段: 順位 / 下段: 取引シェア								
	2013年	2014年	2015年						
	1月	1月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
USD(米ドル)	2 33.48%	1 38.75%	1 43.41%	1 43.09%	1 44.64%	1 45.14%	1 44.96%	1 45.01%	1 43.57%
EUR(ユーロ)	1 40.17%	2 33.51%	2 28.75%	2 28.95%	2 27.21%	2 27.36%	2 27.96%	2 27.90%	2 28.46%
GBP(イギリスポンド)	3 8.55%	3 9.38%	3 8.24%	3 8.57%	3 8.49%	3 7.96%	3 7.93%	3 7.99%	3 8.68%
JPY(日本円)	4 2.56%	4 2.49%	4 2.79%	4 2.75%	4 3.07%	4 2.73%	4 2.60%	4 2.85%	4 2.88%
CNY(人民元)	13 0.63%	7 1.39%	5 2.06%	7 1.81%	5 2.03%	5 2.07%	5 2.18%	5 2.09%	5 2.34%
CAD(カナダドル)	7 1.80%	5 1.80%	6 1.91%	6 1.82%	6 1.93%	6 1.90%	6 1.88%	6 1.94%	6 1.85%
AUD(オーストラリア・ドル)	5 1.85%	6 1.75%	8 1.74%	8 1.80%	7 1.88%	7 1.77%	7 1.69%	7 1.52%	7 1.59%
HKD(香港ドル)	9 1.02%	9 1.09%	9 1.28%	9 1.08%	9 1.17%	9 1.48%	9 1.42%	9 1.49%	8 1.57%
CHF(スイスフラン)	6 1.83%	8 1.38%	7 1.91%	5 1.85%	8 1.64%	8 1.49%	8 1.45%	8 1.50%	9 1.51%
THB(タイ・バーツ)	10 0.97%	10 0.98%	10 0.98%	10 1.08%	10 1.04%	10 1.02%	10 1.04%	10 0.90%	10 0.90%

(出所) SWIFTの公表データを基に作成

CHINA WEEKLY

RMB REVIEW

◆先行き不透明感を考慮しレンジを広めに設定

今週のオンショア人民元(中国国内市場)は、安値圏となる 6.38 台後半で寄り付いた。しかし、中国人民銀行(以下 PBOC)が金融機関向け通知の中で、人民元売り為替予約に関する新規定を公表すると、元安圧力が後退するとの見方が広がり、週半ばにかけて、高値となる 6.35 台半ばまで上昇した。もっとも、その後は、中国が祝日となる中、上海外為市場は休場している。一方、オフショア人民元(中国国外市場)は 6.46 台前半で寄り付いた後、上述の新規定発表を受けて、元の先安観が後退する中、週半ばにかけて 6.40 台半ばへ上昇した。しかし、資本流出懸念は根強く、徐々に反落すると、週末にかけて 6.45 台に戻している。

PBOC は 8/31、金融機関向け通知の中で、人民元売り為替予約に関する新規定を公表した(後に通貨オプション等の全てのデリバティブが含まれることを追加で発表)。同規定はオンショア対顧市場で為替予約取引(外貨買い人民元売り方向の取引のみが対象)を行う際、オンショアのマーケットメイカー(以下、銀行)は当該取引に係る想定元本の 20%の米ドルを、PBOC に無利息で 1 年間預け入れることが義務化されるもの。計算式は「当月外貨リスク準備金＝前月人民元売り為替予約契約額×外貨リスク準備金率」となり、銀行は、PBOC に預け入れる為のドル(1 年物)を市場から別途調達しなければならない。実際には、その際に生じる調達コストは対顧レートに織り込まれると考えられ、顧客にとっての取引コストは従来比悪化が見込まれる。その為、顧客による外貨買い人民元売りへのインセンティブは低下し、PBOC の思惑通り、人民元の先安観後退に繋がる可能性も少なくない。

今回の新規定の背景には、PBOC による資本流出に対する警戒感が見え隠れする。実際、足許で元安圧力が加わる際には、当局による元買い介入観測も根強く、PBOC による人民元相場の安定化志向は強まっている。7 月までのデータでさえも、中国の外貨準備高の減少は顕著であり、8 月以降、この流れが一段と加速している可能性は極めて高い。今般発表された新規定もその一貫として、投機的な動きを抑制し、元安圧力を後退させる狙いがある。

とはいえ、今般の新規定は、これまで中国が推し進めてきた「金融自由化」の流れに逆行しており、市場では、動揺が広がると共に、先行きに対する不透明感も強まっている。実際、オフショア人民元相場は当該規定発表後に、一旦は元高に振れたものの、その後反落に切り返すなど、人民元の先安観は依然として根強い。通貨オプション市場のリスクリバーサルでも、人民元プットオーバー(人民元安警戒感)の状態が続いている。加えて、昨年来の相次ぐ預貸基準金利の引き下げを受けて、キャリートレード(金利差)としての魅力も低下している。結局、中国の実態経済の回復を無くして、資本流出を食い止めることは難しい。来週については、メインシナリオとして、引き続きレンジ内での安定した値動きを予想しているものの、資本流出への警戒感から、元安圧力が加わる可能性もリスクシナリオとして想定しておきたい。そういった意味では、9/7 に発表される外貨準備高の最新のデータに注目が集まろう。来週の予想レンジは、足許で広がる不透明感を考慮の上、やや広めに設定する。

(9 月 4 日作成) (グローバルマーケットリサーチ)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2015.08.31	6.3890	6.3755~ 6.3896	6.3763	-0.0122	5.2612	-0.0249	0.82283	-0.0017	7.1518	-0.0719	2.7000	3359.95	-28.60
2015.09.01	6.3750	6.3632~ 6.3758	6.3645	-0.0118	5.3192	0.0580	0.82122	-0.0016	7.1881	0.0363	2.4300	3316.33	-43.62
2015.09.02	6.3637	6.3554~ 6.3665	6.3559	-0.0086	5.3055	-0.0137	0.82021	-0.0010	7.1737	-0.0144	2.4200	3306.05	-10.28

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW

納税者の事務負担軽減という税務政策を考える

今年に入り総局は、国税局と地税局の協力体制の強化、納税サービスの効率化、税収管理の強化推進の為に「国家税務局地方税務局協力規範(1.0)版」(以下、「協力規範」と略称)を発表しました。中国国家税務総局は8月18日付で22項目の税務関連の許可・批准事項の廃止に関する公告(2015年第58号)を公布しました。これは国務院の推進する行政批准手続簡素化の成果物の一つであり、「營改増」と呼ばれる、営業税項目の増値税への一本化政策が実質的な減税政策であることと並行する、実質的な事務負担軽減(減負担措置)といえます。景気低迷の経営環境下にあつて、コンプライアンス遵守のコストが高すぎるとの不満が以前から企業より上がっていました。当局としては、減税が直接的な不満解消手段であることを認識しているものの一方で歳入確保も重要であり、対応には限界があります。そこで不必要な行政手続を取り消し、経済効率を向上させることで納税者の負担軽減を試みたわけです。

22項目のうち、比較的多くの企業が該当しそうなものは下記のとおりです。

- ①西部大開発の税優遇
- ②新疆特定地区の税優遇
- ③身体障害者の給与加算控除
- ④技術譲渡収入の免税
- ⑤ベンチャー企業の税優遇
- ⑥総合資源利用企業の税優遇
- ⑦インフラ投資、環境保護、省エネプロジェクトの税優遇
- ⑧ソフトウェア、集積回路企業の税優遇
- ⑨漫画、アニメ企業の税優遇

①と②は特定地域に対する優遇措置であり、発展を遂げた東部に対する西部地域への商業活動の傾斜促進という国策の税制的支援措置です。④～⑨は、国の奨励する産業及び分野です。

“④技術譲渡収入の免税”を例にとると、従来は納税年度の終了から年度確定申告表を提出するまでの間に主管税務機関に税の減免申請を届け出る必要がありました。国内技術譲渡でも、技術譲渡契約書(副本)、省級以上の技術部門の発行する技術契約書の登記証明、技術譲渡所得の集計、配賦、計算関係資料、実際に納付した関連税額の証憑など多くの文書の提出が求められ、厳格な審査を受けてからの免税享受であったわけです。これらの手続きを申告時期までに行う必要がなくなれば、決算業務の集中に苦しむ財務会計担当者への朗報となることは確かでしょう。

CHINA WEEKLY

しかしながら、事前許可手続の免除は事後的な審査が全くないことを意味するものではありません。優遇条件に該当するかどうかを自己判断で行うことを許可する代わりに、後日当局より、条件充足の確認を受ければそれを立証する責任を企業が負います。

“④技術譲渡収入の免税”では、免税審査の手続がなくなったとしても、税法に列挙されている下記の免税条件が変わるわけではありません。

- (一) 技術譲渡の主体が企業所得税法に規定した内国企業であること
- (二) 技術譲渡が財政部、国家税務総局の規定した範囲に属すること
- (三) 国内の技術譲渡は省クラス以上の技術部門の認定を受けていること
- (四) 国外への技術譲渡は省クラス以上の商務部門の認定を受けていること
- (五) その他、国务院の税務主管部門の規定した条件に合致すること

全ての企業が事後確認を受けるものではありませんが、ボーダーラインにある企業が優遇を享受するためにはリスクを取らなければならないということは確かです。調査により事後的に優遇が取り消される場合、享受した税優遇の全額返還に加え、年 18%の延滞金が加算されます。

税務当局では、これまで行政審査に使用してきたリソースを調査システムとして改良し、税務調査の効率向上に役立てようとする動きもみられます。すなわち、企業の申告資料をデータベース化、各社の実質的な税負担率を計算し、基準値と乖離する企業を自動検出するシステムです。優遇を享受する企業としては、調査を受けて更正・修正申告となるリスクの度合いを確認する上でも、企業所得税申告のタイミングで、毎年一回は優遇政策享受の条件適合性チェックを実施するのが望ましいといえるでしょう。

上海衆逸企業管理諮詢有限公司
(上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング)
総経理 傅嘉欣(中国公認会計士)

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2015 年 10 月 9 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>